

令和7年度 都立学校施設開放事業のお知らせ

八王子拓真高校では、令和7年度都立学校施設開放事業として、グラウンドの開放を行います。

対象団体は、**年少少女野球（軟式）**、**年少少女サッカー**です。

利用を希望される団体は、下記のとおり手続きが必要になりますので、申請漏れのないよう御注意ください。

1 都立学校施設開放事業とは

東京都教育委員会では、都民の学習・文化・スポーツ活動の振興に資するとともに、地域に開かれた学校づくりを促進するため、学校教育上支障のない限り、都立学校の施設をスポーツ活動や学習・文化活動等の場として提供し、都民の利用に供する事業を実施しています。

2 本校の施設開放事業の概要

八王子拓真高校では、年少少女野球（軟式）、年少少女サッカーを対象にグラウンドの施設開放を行います。（芝生部分は利用不可）グラウンドは各開放時間に1団体を割り当てます。（同じ開放時間帯に複数団体の割当は行いません。）使用日は抽選にて決定します。

＜令和7年度 開放予定日＞ 計2日 4コマ

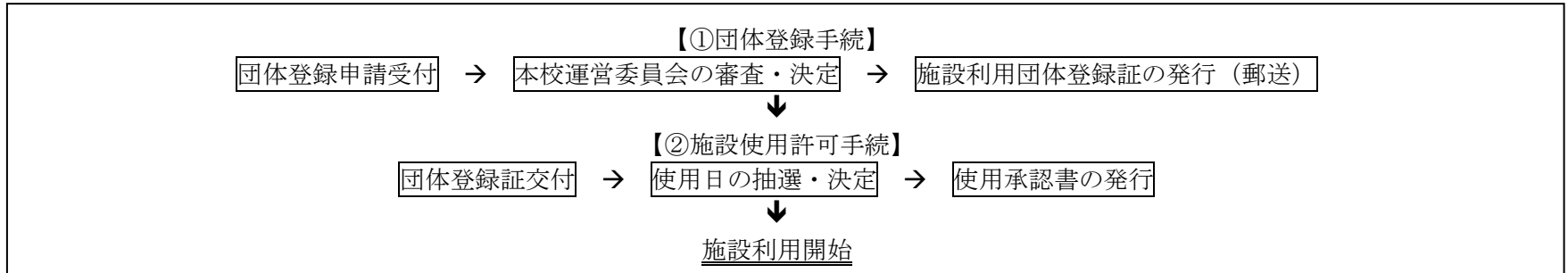
① 11月30日（日） 9時～13時、13時～17時

② 12月 7日（日） 9時～13時、13時～17時

※開放予定日以上団体申込があった場合、抽選によって割当団体を決定します。

※学校教育活動上の都合及び学校施設維持管理のために施設利用が取り消されることもございます。予め御了承ください。

3 申請から利用までの流れ



4 使用団体の要件

（1）本校の体育施設を使用できるものは、運営委員会に「都立学校体育施設開放事業使用団体」として登録された団体とします。

（2）登録団体は、次の条件を満たすものとします。

ア 主に都内に在住・在勤・在学する者で構成された10名以上の団体

イ 指導統括を行う20歳以上の責任者がいる団体

ウ アマチュア・スポーツ活動を目的としている団体 **【対象種目：年少少女野球（軟式）、年少少女サッカー】**

エ 営利を目的としない団体

オ 団体の運営が計画的、組織的かつ民主的に行われており、定期的にスポーツ活動を行っている団体

※ なお、団体責任者の方には、施設利用後の日誌提出や学校との連絡窓口等を行っていただく「管理指導員」となっていただきます。

※ 部活動実施場所としての使用はできません。 ※ 車及びバイクでの来校はできません。

※ 感染症対策のご協力をお願いしております。対策を実施できない場合は利用いただけませんので御了承ください。

5 各手続の詳細について

【団体登録申請受付】

（1）受付期間 **令和7年10月17日（金）から10月31日（金）** ※窓口受付は平日の午前8時30分から午後5時00分まで

（2）提出書類 「都立学校施設使用団体登録申請書」及び「登録団体構成表」

（3）申請方法

ア 電子申請

ロゴフォームを利用して申し込むことができます。※初めて利用する場合は、利用者登録が必要になります。

詳しくは東京都教育委員会ホームページを御覧ください。

・東京都教育委員会 HP <https://www.syougai.metro.tokyo.lg.jp/sesaku/kaihou/taiiku.html>

・申請はこちら↓

<https://logoform.jp/f/7hO8z>

イ 経営企画室窓口へ直接持参 または 郵送（消印有効）

ホームページ上の申請書を印刷して御利用ください。なお、経営企画室にて配布もいたします。

6 使用日の抽選について

日程の抽選は本校の担当者が行い、必要書類は郵送でお送りいたします。

＜問い合わせ・提出先＞

〒193-0931 東京都八王子市台町3-25-1 東京都立八王子拓真高等学校 経営企画室 施設開放担当

電話：042-6622-7563

